

北海道における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画 第4次骨子（案）

第1 獣医療をめぐる情勢と今後の基本方針

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

第3 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

- 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状
 - (1) 診療施設
 - (2) 主要な診療機器等
- 2 診療施設の整備に関する目標

第4 獣医師の確保に関する目標

- 1 獣医師確保の現状
 - (1) 産業動物臨床獣医師
 - (2) 公務員獣医師
 - (3) 小動物臨床獣医師
- 2 獣医師確保の目標
 - (1) 産業動物臨床獣医師
 - (2) 公務員獣医師
- 3 獣医師確保対策
 - (1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保対策
 - (2) 家畜防疫員の確保対策

第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

- 1 診療施設・診療機器の効率的利用
 - (1) 産業動物分野
 - (2) 小動物分野
- 2 組織的な家畜防疫体制の確立
- 3 獣医療に係る情報の提供
- 4 診療効率の低い地域に対する診療の提供
- 5 産学官が連携した研究開発

第6 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

- 1 臨床研修
 - (1) 産業動物臨床獣医師
 - (2) 小動物臨床獣医師
 - (3) 公務員獣医師
- 2 高度研修
 - (1) 産業動物臨床獣医師
 - (2) 小動物臨床獣医師
 - (3) 公務員獣医師
- 3 地域の実情に応じた研修
- 4 生涯研修

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

- 1 行政分野における監視指導体制等の整備
- 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
 - (1) 産業動物
 - (2) 小動物
- 3 広報活動の充実
- 4 災害発生等非常時における獣医療の提供
- 5 野生鳥獣への対応

北海道における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画 (第4次) 作成にあたっての考え方

第1 獣医療をめぐる情勢と今後の基本方針

道内の獣医療をめぐる情勢等を踏まえ、北海道の計画作成にあたっての基本的考え方を記載。

- ・産業動物
 - ※飼養規模拡大・集約化→疾病蔓延リスク増加
群管理・予防診療のニーズの高まり
- ・家畜衛生
 - ※越境性動物疾病の発生→飼養衛生管理基準による発生予防
発生時の防疫体制の構築・維持
ヨーネ病、牛白血病、牛ウイルス性下痢・粘膜病等の慢性疾病の発生
- ・小動物
 - ※診療技術の高度化・専門化へのニーズの高まり
愛玩動物看護師法の成立
保健衛生や多頭飼育等の飼育倫理の指導
- ・その他道内の獣医療の重要事項

第2 道内の獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標又は獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組が必要と見込まれる地域であって、将来に渡り産業としての畜産の振興が見込まれる地域又は地域獣医療の公益性が考慮される地域を整備必要地域として設定。

※ 整備必要地域とした場合

- ・当該地域への産業動物診療施設の整備を計画し、獣医療法第14条に基づき計画の認定を知事に申請した場合、北海道計画に沿い畜産業に資するものであれば認定を受けることができ、その認定をもって(株)日本政策金融公庫から長期低利融資を受けることができる。
- ・知事が北海道計画を達成するために適当と認めた団体が、農林水産省が定める公募要領に応じて応募し、選定された場合、獣医師養成確保修学資金制度を利用することができる

第3 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

道内の診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状を踏まえ、目標年度において実現可能な目標を設定。

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

2 診療施設の整備に関する目標

※診療施設の整備、産業動物診療施設の主要な診療機器等の整備状況は参考資料 のとおり

- 課題
- ① 産業動物分野は現状においては農場側に不足感がないが、過疎地域を含めた診療施設を維持及び老朽化した診療機器の計画的な更新
 - ② 小動物分野においては二次診療施設の有無による地域格差の解消

※各々の診療施設・機器の機能の十分な発揮、診療の高度化、診療機器整備状況を勘案した診療施設間の連携も考慮

第4 獣医師の確保に関する目標

特に産業動物獣医師について、その確保目標及び当該目標の達成に向けた確保対策を定める。

1 獣医師確保の現状

※獣医師の確保状況は参考資料のとおり

課題	①産業動物	今後必要とされるコンサルティングや管理指導、二次診療に係る獣医師の確保 中途退職、女性獣医師増加に伴う産休育休時の代替獣医師確保 産業動物臨床獣医師を指向する学生の確保
	②公務員	新規採用数の減少、中途退職が原因の慢性的な欠員状態の解消 公務員獣医師を指向する学生の確保

2 獣医師確保の目標

(1) 産業動物臨床獣医師

【参考】基本方針で示される畜種ごとの獣医師の確保目標数の算出方法

① 乳牛、肉用牛等大家畜については、目標年度における飼養頭数を獣医師一人当たりの年間診療可能頭数で除して得られた数

※北海道の牛の飼養頭数、NOSAIの診療件数及び診療獣医師数から試算すると、獣医師1人当たりの年間診療可能頭数は約777頭（別紙参照）。

② 鶏については、目標年度における飼養戸数を獣医師一人当たりの年間診療可能戸数で除して得られた数

③ 豚等については、地域の実情に応じ、目標年度における飼養頭数又は飼養戸数のいずれかをもとに同様に算出して得られた数

※鶏、豚については、主に大家畜臨床獣医師や飼料・医薬品会社の獣医師が診療しており、専門とする獣医師が少ない

(2) 公務員獣医師

※定数の確保を目標とする

3 獣医師確保対策

(1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保対策

課題	①産業動物	女性獣医師増加に対し産休育休時の代替獣医師の確保 産業動物臨床を指向する学生の確保 インターンシップ等確保対策に係る負担の軽減
	②公務員	公務員獣医師を施行する学生の確保 異動を伴う転居を嫌う傾向への対応 獣医学生修学資金制度の創設

(2) 家畜防疫員の確保対策

※道内の家畜防疫員数は1,096人（R2.4）であり、十分確保されている。

第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

効率的な獣医療提供体制を整備するため、獣医療に関連する相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及び方針を具体的に記述する。

また、北海道において、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検、強化等のため、充実すべき産業動物獣医療の機能及び実施に向けた方策を記述する。

1 診療施設・診療機器の効率的利用

2 獣医療に係る情報の有機的な利用

※情報の所有者：臨床獣医師、農業関係団体、家畜保健衛生所、大学、民間診療施設、畜産農場等

情報の種類：検査結果、薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果、食肉衛生検査結果等

3 診療効率の低い地域に対する診療の提供

※ 離島や過疎地域

4 組織的な家畜防疫体制の確立

※ 飼養衛生管理基準の遵守指導、家畜伝染性疾病に対する防疫体制

5 産学官が連携した研究開発

※（参考実例）室蘭工業大学の粒状消石灰開発等

第6 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

北海道における獣医療のニーズに応じた獣医療技術の向上のための研修等の実施計画、参加促進計画等、技術の向上に関する方策について、産業動物臨床分野、公務員分野及び小動物分野別に具体的に記述する。

1 臨床研修

課題 ①産業動物 臨床研修を担う人材育成、臨床研修に必要な診療機器の整備
牛以外も診療できる人材育成
②小動物 臨床研修施設の確保、共同で臨床研修を行う制度の検討

※新規獣医師に研修が必要と考えられる項目

- ・実践的な診療技術
- ・適切なインフォームドコンセントの実施等飼育者とのコミュニケーション能力向上
- ・獣医療、家畜衛生、公衆衛生等の法令
- ・食品安全、薬剤耐性対策等のいわゆるワンヘルス等に関する知識及び技術 等

(1) 産業動物臨床獣医師

(2) 小動物臨床獣医師

(3) 公務員獣医師

2 高度研修

課題 ①産業動物 高度研修を担う人材確保、業務多忙により研修を受講できない獣医師等に対する研修機会の確保
③小動物 臨床研修施設が確保、共同で臨床研修を行う制度の検討
専門性の高い獣医療技術の習得

※ 飼育者のニーズに応える、管理獣医師の養成等を図るための知識・技術の習得 等

(1) 産業動物臨床獣医師

(2) 小動物臨床獣医師

(3) 公務員獣医師

3 地域の実情に応じた研修

※ 軽種馬、めん羊等、道内で飼養される家畜の診療技術の習得 等

4 生涯研修

課題 業務多忙により研修を受講できない獣医師等に対する研修機会の確保

※ 研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師や離職・休職中の獣医師に対する研修 等

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

獣医療を適正に提供する観点から、獣医療を提供する体制の整備に必要なその他の方策について、産業動物臨床分野、公務員分野及び小動物分野別に具体的に記述する。

1 行政分野における監視指導体制等の整備

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物

課題 家畜衛生、飼養衛生管理基準、薬剤耐性対策、食品の安全性の向上等に関する知識・技術の普及
畜産関係機関主催の勉強会への講師派遣に係る負担軽減
研修会に出席困難な者に対する知識・技術の修得機会の確保

(2) 小動物

課題 行政と関係団体が連携した対応の継続
少子高齢化の中、小動物飼育が人の健康・精神衛生に寄与していることへの理解醸成
獣医師以外のスタッフの育成
愛玩動物看護師人としての国家資格をスムーズに取得できるようなバックアップ体制の構築

3 広報活動の充実

課題 インターネットを活用した広報の推進

4 災害発生等非常時における獣医療の提供

課題 行政と関係団体が連携した対応の継続
非常時に被災動物の緊急収容困難などの課題を踏まえた体制検討

5 野生鳥獣への対応

課題 行政と関係機関が連携した対応の継続
動物愛護関係団体との積極的な連携のための行政のリーダーシップ

産業動物獣医師確保の目標数の設定に係る試算について

【参考】基本方針で示される畜種ごとの獣医師の確保目標数の算出方法

乳牛、肉用牛等大家畜については、目標年度における飼養頭数を獣医師一人当たりの年間診療可能頭数で除して得られた数

※第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画において

【平成30年度の飼養頭数】

乳用牛 801,000頭、肉用牛 512,000頭、合計 1,313,000頭

【令和12年度の飼養目標頭数】

乳用牛 837,000頭、肉用牛 552,000頭、合計 1,389,000頭

※北海道NOSAIの 牛の年間診療件数（令和元年度）は 747,428件
獣医師総数（嘱託等を含む）は 962名
獣医師1名当たりの診療件数は 約777件

※基本方針の考え方を平成30年度に当てはめると
 $1,313,000\text{頭} \div 777 = 1,689\text{名}$

平成30年度の産業動物診療獣医師数は1,064名であり、実際と大きく乖離

これに対し、例えば、

1,313,000頭を1,064名の産業動物診療獣医師が診えていると考えた場合、1名あたり1,234頭を診えていることになり、

令和12年度に当てはめると $1,389,000\text{頭} \div 1,234\text{頭} = 1,125\text{名}$ （61名増）の産業動物診療獣医師が計算上必要になる。

令和元年度 家畜共済 病傷事故件数 (3月末)

	乳用牛・成牛			乳用牛・子牛			肉用牛・成牛			肉用牛・子牛			一般馬		
	件数	増減	前年対比	件数	増減	前年対比	件数	増減	前年対比	件数	増減	前年対比	件数	増減	前年対比
	件	件	%	件	件	%	件	件	%	件	件	%	件	件	%
みなみ北海道	32,498	△ 3,689	89.8%	4,001	△ 300	93.0%	6,844	1,396	125.6%	15,496	△ 1,788	89.7%	11,020	△ 294	97.4%
北海道中央	84,393	△ 4,786	94.6%	7,181	△ 677	91.4%	2,649	504	123.5%	5,661	△ 1,176	82.8%	232	△ 14	94.3%
十勝	146,135	△ 2,168	98.5%	21,057	△ 3,848	84.5%	6,058	800	115.2%	16,987	△ 4,895	77.6%	634	81	114.6%
北海道ひがし	234,671	△ 3,348	98.6%	46,334	△ 6,718	87.3%	3,096	923	142.5%	13,972	△ 3,729	78.9%	588	△ 71	89.2%
オホーツク	81,213	△ 2,857	96.6%	9,388	△ 748	92.6%	2,875	503	121.2%	6,919	△ 3,982	63.5%	95	△ 4	96.0%
全道	578,910	△ 16,848	97.2%	87,961	△ 12,291	87.7%	21,522	4,126	123.7%	59,035	△ 15,570	79.1%	12,569	△ 302	97.7%

	種豚			乳用種雄牛			肉用種雄牛			種雄馬			合計		
	件数	増減	前年対比	件数	増減	前年対比	件数	増減	前年対比	件数	増減	前年対比	件数	増減	前年対比
	件	件	%	件	件	%	件	件	%	件	件	%	件	件	%
みなみ北海道	0	△ 8	0.0%	0	0	0.0%	3	△ 3	50.0%	33	4	113.8%	69,895	△ 4,682	93.7%
北海道中央	8	5	266.7%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	13	2	118.2%	100,137	△ 6,142	94.2%
十勝	5	△ 12	29.4%	0	0	0.0%	2	2	0.0%	26	9	152.9%	190,904	△ 10,031	95.0%
北海道ひがし	2	△ 27	6.9%	0	0	0.0%	5	4	500.0%	25	△ 6	80.6%	298,693	△ 12,972	95.8%
オホーツク	110	△ 9	92.4%	0	0	0.0%	0	△ 6	0.0%	3	△ 2	60.0%	100,603	△ 7,105	93.4%
全道	125	△ 51	71.0%	0	0	0.0%	10	△ 3	76.9%	100	7	107.5%	760,232	△ 40,932	94.9%

(注) 旧制度分の事故を新制度の家畜区分に修正し、旧制度分と新制度分を合算し計算。